

令和4年第7回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和4年10月28日 午前9時00分～午前9時30分

2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール

3. 出席委員 (12名)

1 式地数・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・4 宮元務・5 窪内一雄・
7 西村園・9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・13 澤田順一・
14 川村耕貴

4. 欠席委員 (2名) 6 仁井田亮一郎・8 和田勇・

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

その他

報 告 農地法第3条の3第1項の届出について

タブレット型端末機運用基準について

7. 会議の次第

事務局：おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は仁井田亮一郎委員、和田勇委員、2名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後マイクを使って発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和4年第7回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。13番澤田順一委員、14番川村耕貴委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するものです。町農業委員会が許可を出す権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。

【申請内容の説明】

会長：澤田委員から補足説明はありますか。

澤田委員：特にありません。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。つづいて第2号議案非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は1件の申請がありました。

(申請内容説明)

会長:西村園委員より補足説明はありませんか。

西村園委員:ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他、農地法第3条の第1項の届出について報告してください。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。

(事務局より内容説明)

農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要です。また登記において相続登記や住所変更登記の申請が義務化されました。今後段階的に施行されます。委員の皆さんもご注意ください。

会長:この件について、質問はありませんか。なければ、つづけて事務局よりお願いします。

事務局:今年度当初からお伝えしていましたが、農業委員会業務にタブレットを導入し、委員の皆さんに貸与し、日々の業務で使用します。現在事務局の方で導入の準備を進めておりますが、タブレット導入にあたり、運用基準を作成しましたので、ご覧ください。第3条、端末機の貸与、について説明します。様式第1号を提出していただいて、タブレット端末を貸与します。任期終了の際には速やかに返却をお願いします。第4条、タブレットの取り扱いについて、使う際には、農業委員会の品位を重んじた良識ある使用をしてください。万が一、コンピューターウィルスによる被害、損害が発生した場合は速やかに報告してください。第5条、禁止事項です。改造やハードディスクの増設などは禁止します。また、あらたなソフトウェアのインストールや今入っているものを削除することなども禁止します。第6条、端末は農業委員会サポートシステムに接続されますので、個人情報にも触れることになりますが、これは業務以外での利用はできません。また、第3者に提供することもできません。例えば、この隣の田は誰の名義か、と誰かに聞かれてもタブレットを見て回答してはいけません。農業委員が農業委員の業務の範囲内で使用することに限られます。第7条、会議中はわからないことを調べるなどに使うことはかまいませんが、インターネットをしたり、メールのやりとりなどは禁止します。会議中に別ることはしないでくださいね、ということです。第8条、この基準をまもっていないことが分かったときには、注意し、端末の使用を停止することもあります。第9条、タブレットを持つと情報を発信することができるようになりますが、その責任は個人個人にかかります。またタブレット本体の紛失や棄損には注意をしてください。また万が一個人情報が漏洩したときには、状況を把握し、速やかに報告をしてください。第10条、事務局からのお知らせは原則、端末で行います。開催通知なども端末への通知となり、郵便ではなくなります。次が厳守事項です。2.家族にも端末を貸してはいけません。IDやパスワードを紙に書いてタブレットと一緒に置いておくこともしてはいけません。3.有料サイトやその他、料金が発生するような利用をしてはいけません。貸与するタブレットは外でも、ご自宅にWi-Fiなどの通信設備がなくても使用できるよう通信契約をしています。通信にかかる費用は公費負担しますがそれ以外については発生しても払いませんのでご注意ください。5.農業委員会活動以外で端末を利用してはならない。利用しないと使えるようになりますが、常識の範囲内でぜひ活用してください。6.紛失、盗難、故障などが発生した場合は、すぐに事務局に連絡してください。遠隔で情報が漏洩しないようにできるソフトが入っていますので、とにかくすぐ連絡をしてください。重大な過失が認められる有償の修理にかかる費用は負担をいただくことになります。7.タブレットにUSBメモリーなどを接続してはいけません。8.タブレットから取得したデータを第3者に渡してはいけません。9.今まで同様、個人情報

の取り扱いについては十分注意し、慎重に取り扱いをしてください。タブレットは次回の総会で使い方の説明をする予定です。その際は、先ほどの様式1を提出していただきます。この件については以上です。

会長：この件について、質問はありませんか。

会長：ないようでしたら、続いて事務局よりお願ひします。

事務局：10月21日に県農業基盤課、嶺北農業改良普及所、町営農指導員、農業委員会事務局で伊勢川山の状況を確認してきましたので簡単に報告します。収量は8月に圃場確認したときと同じく、最悪の年よりは収量があるな、という状況ですが、十分な収量があるとは言えません。先の台風によりかなり葉が飛ばされたとのことでしたが、収穫する実は小さめではありますが、数はそこそこあるという感じです。心配していた獣害もさほどないようでした。正確な収量はまた正式に報告がありますので、その時はお知らせします。この件については以上です。

会長：この件について何かありますか。ないようでしたら、次回の予定をどうぞ。

事務局：次回は11月28日月曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。

会長：他に皆さんからなにかありませんか。それでは以上で第7回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

武地 敏一

議事録署名委員

木田 順一

議事録署名委員

川村 耕貴